

兵庫県公報

平成22年12月28日 火曜日 第 2248 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 篠山市の区域内における字の区域変更及び字の廃止（市町振興課）	1
○ 救急病院の認定（医務課）	2
○ 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定の解除（水質課）	2
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	3
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	3
○ 土地区画整理組合の解散認可（同）	4
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部改正（会計課）	4
公 告	
○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更（水産課）	4
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	6
警察本部告示	
○ 平成14年兵庫県警察本部告示第1550号（情報公開条例に基づく法人の指定）の一部改正	6
○ 平成18年兵庫県警察本部告示第250号（個人情報保護に関する条例に基づく法人の指定）の一部改正	6

告 示

兵庫県告示第1270号

篠山市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更及び字の廃止をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、篠山市長から届出があった。

平成22年12月28日

兵庫県知事 井戸 敏 三

		変 更 前						変 更 後						
大 字	字	地 番						大 字	字					
泉	柿ノ木谷	38の2	39の3	39の5	40の3	40の5	41の2	41の3	42の3	42の4	43の2	43の3	泉	伊根垣内
	西楽下ノ坪	67の3	67の4	68の3	68の4	69の2	72の3	72の4	74の2					
	西楽ノ坪	73の2												
	伊根垣内	60の1	60の2										泉	西楽下ノ坪
	北ノ坪	148	149	150の4										
	伊根垣内	61の3											泉	北ノ坪
	西楽下ノ坪	71の4	71の5										泉	柳ノ坪
	西柳ノ坪	141の3	141の4	143の3	143の4									
谷田通ノ坪	176の4	176の6	177の2	177の4										

北ノ坪	160の2	泉	田通ノ坪
番堂久ノ坪	210の2 211の2 211の5 212の2 212の5 212の6	泉	東柳ノ坪
舎ノ河原ノ坪	881の3	泉	堂垣内ノ坪

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路等である国有地及び公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、大字泉字柿ノ木谷41の2、41の3、42の3、43の2に隣接する道路である公有地の全部は大字泉字伊根垣内に編入する。

また、大字泉字柿ノ木谷40の3、40の4に隣接する水路である公有地の全部は大字泉字伊根垣内に編入する。

また、大字泉字柿ノ木谷38の2、39の3に隣接する水路である公有地の全部は大字泉字伊根垣内に編入する。

また、大字泉字西楽下ノ坪67の3、67の4に隣接する道路である公有地の全部は大字泉字伊根垣内に編入する。

また、大字泉字西楽下ノ坪68の3、68の4、69の2、72の3、72の4、74の2に隣接する水路である公有地の全部は大字泉字伊根垣内に編入する。

また、大字泉字西楽下ノ坪72の3、72の4に隣接する水路である公有地の全部は大字泉字伊根垣内に編入する。

また、大字泉字西楽下ノ坪71の4、71の5に隣接する道路である公有地の全部は大字泉字柳ノ坪に編入する。

また、大字泉字西柳ノ坪141の3、141の4、143の3、143の4に隣接する水路である公有地の一部は大字泉字柳ノ坪に編入する。

また、大字泉字谷田通ノ坪176の4、176の5に隣接する水路である公有地の一部は大字泉字柳ノ坪に編入する。

また、大字泉字谷田通ノ坪176の4から176の6まで、177の3、177の4に隣接する水路である公有地の一部は大字泉字柳ノ坪に編入する。

また、大字泉字谷田通ノ坪177の3、177の4に隣接する道路である公有地の一部は大字泉字柳ノ坪に編入する。

備考 地番は、平成20年8月26日現在の地番である。



兵庫県告示第1271号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成22年12月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名称 偕生病院
所在地 神戸市西区持子3丁目2番地の2
認定年月日 平成22年12月13日
認定の有効期限 平成25年12月12日
- 2 名称 三木市立三木市民病院
所在地 三木市加佐58番地の1
認定年月日 平成22年12月26日
認定の有効期限 平成25年12月25日
- 3 名称 医療法人社団 河上整形外科
所在地 淡路市志筑新島6番の27
認定年月日 平成22年12月26日
認定の有効期限 平成25年12月25日



兵庫県告示第1272号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、特定有害物質によって汚染されている

区域の指定を次のとおり解除する。

平成22年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域
平成19年兵庫県告示第384号により指定した区域（南あわじ市松帆古津路577番75の一部）の全部
- 2 特定有害物質の種類
鉛及びその化合物



兵庫県告示第1273号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日
平成22年12月9日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商 号 又 は 名 称 上山建設株式会社
主たる営業所の所在地 篠山市中野45番地
代 表 者 の 氏 名 雪 岡 尚 弘
許 可 番 号 兵庫県知事許可（般・特－17、18）第751681号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

（注1）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

（注2）「民間工事」とは、上記（注1）以外の建設工事をいう。

（注3）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

平成22年12月9日から平成23年12月8日までの1年間

4 処分の原因となった事実

上山建設株式会社の元代表取締役は、自己の職務に関して有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び将来も同様の取り計らいを受けたい趣旨のもと、元市職員に賄賂を供与したことで、平成22年10月15日に神戸地方裁判所より、懲役1年（執行猶予4年）の判決を受け、同月30日にその刑が確定している。

このことは建設業法第28条第1項第3号に該当する。



兵庫県告示第1274号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、三田市天神土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成22年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

	氏 名	住 所
退任副理事長	植 良 正	三田市天神1丁目9番17号
新任副理事長	有 賀 良 仁	三田市天神3丁目6番12号
退 任 理 事	宮 原 泰	三田市天神3丁目43番13号



兵庫県告示第1275号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、赤穂市島田土地区画整理組合の解散を平成22年12月14日に認可した。

平成22年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県告示第1276号

昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部を次のように改正し、平成23年1月1日から施行する。

平成22年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

教育委員会の管理に属するもの中「篠山産業高等学校」を「篠山産業高等学校 篠山東雲高等学校」に改める。

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び同条第8項の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を平成22年12月28日から次のとおり変更する。

平成22年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海とに面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。

気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多様な漁船漁業と、のり・わかめ・かき等の養殖業とが営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごの生産量の変動に大きく左右されるもののおおむね4万トン前後で推移しているが、かれい類、たちうお、さわら類、えび類は減少している。

冬季風浪が厳しく浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、中型いかつり等の沖合漁業を中心として、10トン未満の小型船によるいかつりや定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は1万7千トン前後で推移しており、一時は300トンまで減少していたずわいがにの生産量が1,000トンを維持するようになってきているものの、総じて減少傾向にあり、特に、いわし類、まあじ、さば類及びべにずわいがにの減少が著しい。

このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方針に位置付け、栽培漁業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第1種及び第2種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うため、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、早急に回復を図ることが必要な資源については、国及び本県が作成した資源回復計画に基づいた取組に関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成22年の知事管理量は次のとおりである。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量

まあじ	平成22年1月から平成22年12月まで	若干
まいわし	平成22年1月から平成22年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成22年7月から平成23年6月まで	若干
するめいか	平成22年1月から平成22年12月まで	若干

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成23年の知事管理量は次のとおりである。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成23年1月から平成23年12月まで	若干
まいわし	平成23年1月から平成23年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成23年7月から平成24年6月まで	(注釈)
するめいか	平成23年1月から平成23年12月まで	若干

(注釈) まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業（以下「定置漁業」という。）であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

(2) するめいかの関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いかつり漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。

(3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の平成23年の知事管理努力量は次のとおりである。

魚 種	採捕の種類	海 域	管理の対象となる期間	漁獲努力量 (隻日)
さわら	はなつぎ網漁業	瀬戸内海	平成23年5月6日から 平成23年6月15日まで	2,020
	刺網漁業 (さわら流し網漁業)	瀬戸内海	平成23年4月20日から 平成23年6月15日まで	3,140

5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。

6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。

(3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、国が作成した「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。

(4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第133号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定を取り消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年12月28日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上寿浩

表養父市の項中

「		
	藪崎公民館	養父市藪崎1246-1
	養父市大屋老人福祉センター	養父市大屋町大屋市場934
	大屋教育集会所	養父市大屋町大屋市場540
	養父市関宮高齢者総合保健福祉センター	養父市関宮193
	関宮教育集会所	養父市三宅694-1
	関宮山村開発センター	養父市関宮636
」		

を
「

	藪崎公民館	養父市藪崎1246-1
	大屋教育集会所	養父市大屋町大屋市場540
	養父市関宮高齢者総合保健福祉センター	養父市関宮193
	関宮山村開発センター	養父市関宮636
」		

に改める。

警察本部告示

兵庫県警察本部告示第846号

平成14年兵庫県警察本部告示第1550号（情報公開条例に基づく法人の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年12月28日

兵庫県警察本部長 坂 明

告示文中「財団法人暴力団追放兵庫県民センター」を「公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター」に改める。



兵庫県警察本部告示第847号

平成18年兵庫県警察本部告示第250号（個人情報の保護に関する条例に基づく法人の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年12月28日

兵庫県警察本部長 坂 明

告示文中「財団法人暴力団追放兵庫県民センター」を「公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター」に改める。